

4 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

本市では、介護保険を持続可能な制度として維持していくために、団塊世代がすべて75歳以上になる「2025年」を念頭に、要支援・要介護認定を受けない元気な高齢者をできる限り増やすよう、「健康自生地」を中心に「通いの場」の創出に注力してきました。

「2025年」を計画期間に含む第9期においては、これまでの取組の成果を背景に、介護給付等の事業量等を見込みました。

また、第9期では、さらに先を見越して、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、元気な高齢者が担い手となって活躍する活力にあふれた地域づくりを進めるため、これまで築いてきた多様な地域資源を有効に活用しながら、「通いの場」を中心としたフレイル予防を推し進めていきます。

(1) 被保険者・認定者の現状と見込み

① 人口推計

本計画においては、介護保険サービスの事業量および事業費を推計します。

そのため、認定者数やサービス利用者数の見込みの基礎となる、令和6（2024）年から令和8（2026）年の人口を推計する必要があります。

また、本計画は、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22（2040）年、75歳以上となる令和32（2050）年等を見据えた中長期的な視野に立った計画であるため、関連する推計については令和32（2050）年まで行います。

推計にあたっては、平成29（2017）年及び令和4（2022）年の10月1日時点の住民基本台帳人口の性・年齢階層別人口を基に、コーホート変化率法を用いました。

*コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

第9期 高浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

図表 18 推計人口

単位：人

	実績		第9期推計			中長期的な推計				
	令4 2022	令5 2023	令6 2024	令7 2025	令8 2026	令12 2030	令17 2035	令22 2040	令27 2045	令32 2050
総人口	49,312	49,276	49,744	49,959	50,174	50,922	51,701	52,286	52,565	52,511
40～64歳	16,765	16,856	17,009	17,132	17,254	17,484	17,347	17,136	17,199	17,508
65歳以上	9,524	9,570	9,709	9,802	9,895	10,449	11,487	12,575	13,334	13,729
65～74歳	4,610	4,483	4,533	4,495	4,456	4,820	5,705	6,437	6,463	6,098
65～69歳	2,158	2,139	2,246	2,290	2,334	2,654	3,196	3,416	3,237	3,037
70～74歳	2,452	2,344	2,287	2,205	2,122	2,166	2,509	3,021	3,226	3,061
75歳以上	4,914	5,087	5,176	5,307	5,439	5,629	5,782	6,138	6,871	7,631
75～79歳	1,740	1,877	1,934	2,032	2,130	2,000	1,961	2,270	2,738	2,925
80～84歳	1,500	1,521	1,481	1,471	1,461	1,696	1,668	1,633	1,886	2,277
85歳以上	1,674	1,689	1,761	1,804	1,848	1,933	2,153	2,235	2,247	2,429
85～89歳	1,060	1,061	1,067	1,071	1,075	1,057	1,215	1,193	1,167	1,346
90歳以上	614	628	694	733	773	876	938	1,042	1,080	1,083
高齢化率	19.3%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%	20.5%	22.2%	24.1%	25.4%	26.1%

（注）各年10月1日時点

② 認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、令和4（2022）年10月1日時点の要介護度別・性別・年齢階級別認定率をもとに設定した要介護度ごとの年齢階層別出現率に、性別・年齢階層別推計人口を乗じて算出しました。

図表19 推計認定者数

単位：人

	実績		第9期推計			中長期的な推計				
	令4 2022	令5 2023	令6 2024	令7 2025	令8 2026	令12 2030	令17 2035	令22 2040	令27 2045	令32 2050
総数	1,718	1,691	1,791	1,825	1,861	1,975	2,106	2,231	2,364	2,542
要支援1	295	265	306	310	314	335	354	375	402	435
要支援2	191	205	196	200	202	212	225	239	256	275
要介護1	419	398	435	442	452	477	511	534	565	613
要介護2	233	274	245	252	256	273	289	309	323	348
要介護3	246	228	258	264	270	288	311	330	350	372
要介護4	186	202	195	198	204	217	231	246	260	277
要介護5	148	119	156	159	163	173	185	198	208	222
うち第1号被保険者	1,673	1,645	1,746	1,780	1,816	1,930	2,061	2,186	2,319	2,496
要支援1	291	262	302	306	310	331	350	371	398	431
要支援2	184	197	189	193	195	205	218	232	249	268
要介護1	410	388	426	433	443	468	502	525	556	604
要介護2	223	262	235	242	246	263	279	299	313	337
要介護3	242	224	254	260	266	284	307	326	346	368
要介護4	179	196	188	191	197	210	224	239	253	270
要介護5	144	116	152	155	159	169	181	194	204	218
認定率	17.6%	17.2%	18.0%	18.2%	18.4%	18.5%	17.9%	17.4%	17.4%	18.2%

注：認定率＝第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合

(2) 居宅サービス等の現状と見込み

【居宅サービス等利用対象者数の推計】

居住系サービスを除く居宅サービスおよび地域密着型サービスの利用対象者は、推計した認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じて算出しました。

図表20 居宅サービス受給対象者数の推計

単位：人

	令5 (2023) 年度 [実績]	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
要支援	462	492	500	506	537	567	602	645	696
要介護	873	923	946	972	1,003	1,065	1,122	1,186	1,273
合計	1,335	1,415	1,446	1,478	1,540	1,632	1,724	1,831	1,969

① 訪問介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、263人で、1人あたりの月平均利用回数は33.4回です。

【第9期の展開】

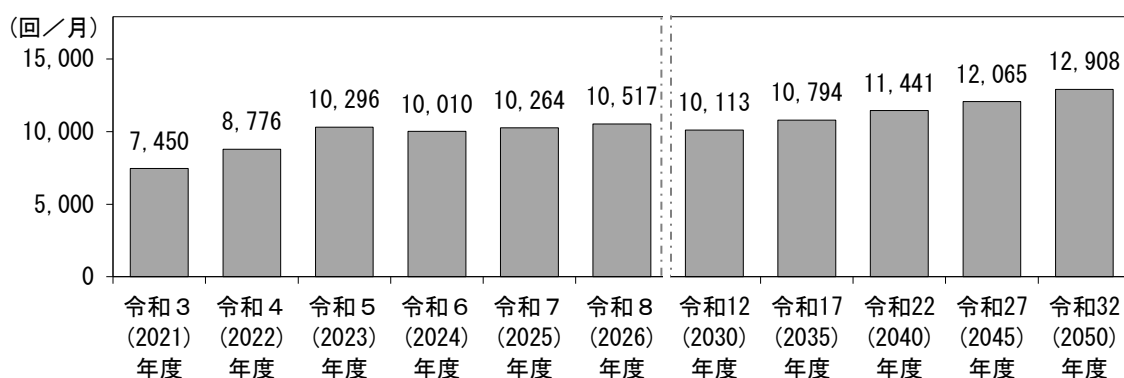
認定者の増加に伴いサービス量も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には1.20倍、令和22（2040）年度には1.30倍、令和32（2050）年度には1.47倍になると見込まれます。

サービス利用にあたっては、利用者が自らできることは可能な限り自ら行うことを基本として適切なケアマネジメントのもと利用されるよう助言・指導を行います。

図表21 訪問介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
介護 給付	利用者数 (人/月)	235	263	280	289	296	303	303	324	343	362	389
	サービス 量 (回/月)	7,450	8,776	10,296	10,010	10,264	10,517	10,113	10,794	11,441	12,065	12,908

図表22 訪問介護のサービス量の推移（介護給付）



② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付2人、介護給付30人です。1人あたりの月平均利用回数は、予防給付5.0回、介護給付5.3回です。

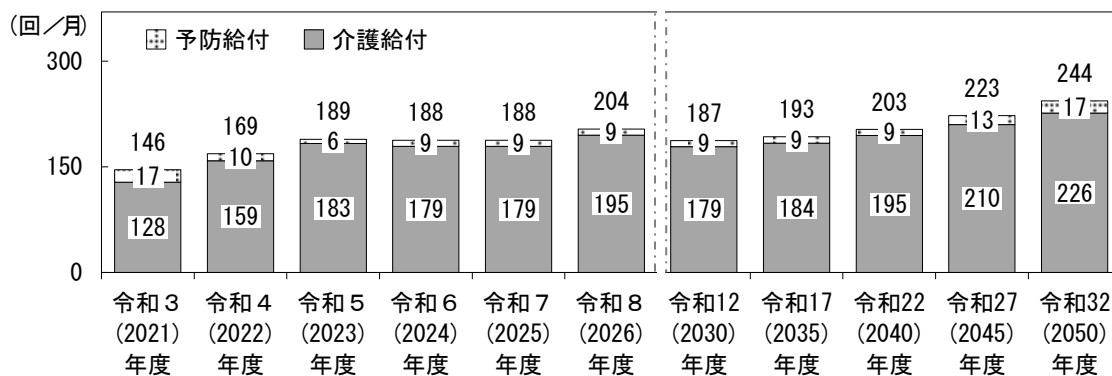
【第9期の展開】

予防給付のサービス量は令和22（2040）年までほぼ横ばいで推移し、令和27（2045）年には、令和4（2022）年度と比較して1.30倍、令和32（2050）年には1.70倍になると見込まれます。介護給付は令和8（2026）年度には、令和4（2022）年度と比較して1.23倍に増加するものの、令和12（2030）年度には減少し、その後は認定者の増加に伴い増加すると見込まれます。

図表23 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み									
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4
	サービス 量 (回/月)	17	10	6	9	9	9	9	9	9	13	17
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	24	30	34	34	34	37	34	35	37	40	43
	サービス 量 (回/月)	128	159	183	179	179	195	179	184	195	210	226

図表24 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護のサービス量の推移



③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付20人、介護給付148人です。1人あたりの月平均利用回数は、予防給付6.3回、介護給付8回です。

【第9期の展開】

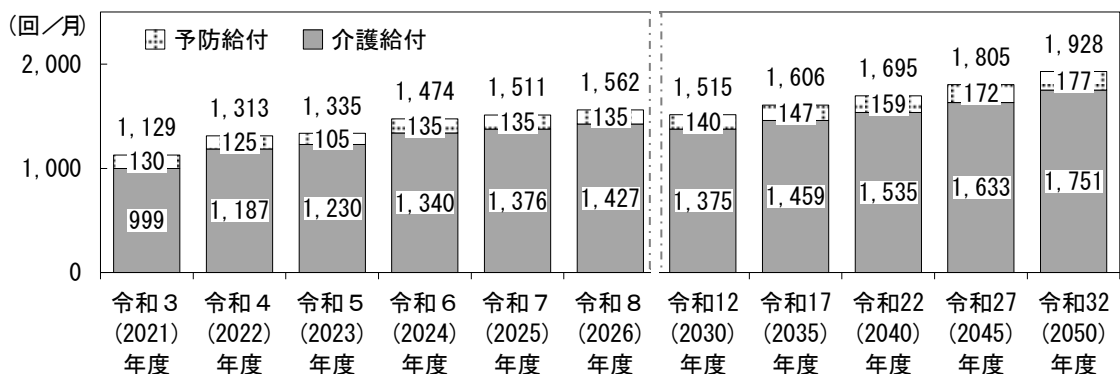
在宅介護における医療的ケアの必要性が高まるにしたいサービス量は増加すると考えられ、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付1.08倍、介護給付1.20倍、令和22（2040）年度には予防給付1.27倍、介護給付1.29倍、令和32（2050）年度には予防給付1.42倍、介護給付1.48倍になると見込まれます。

在宅介護を推進する上で重要なサービスであり、サービス提供事業者との連携のもと、利用の促進を図っていきます。

図表25 訪問看護・介護予防訪問看護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	21	20	20	22	22	22	23	24	26	28	29
	サービス 量 (回/月)	130	125	105	135	135	135	140	147	159	172	177
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	136	148	159	164	168	174	173	184	194	206	221
	サービス 量 (回/月)	999	1,187	1,230	1,340	1,376	1,427	1,375	1,459	1,535	1,633	1,751

図表26 訪問看護・介護予防訪問看護のサービス量の推移



④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付11人、介護給付36人です。1人あたりの月平均利用回数は、予防給付10.4回、介護給付10回です。

【第9期の展開】

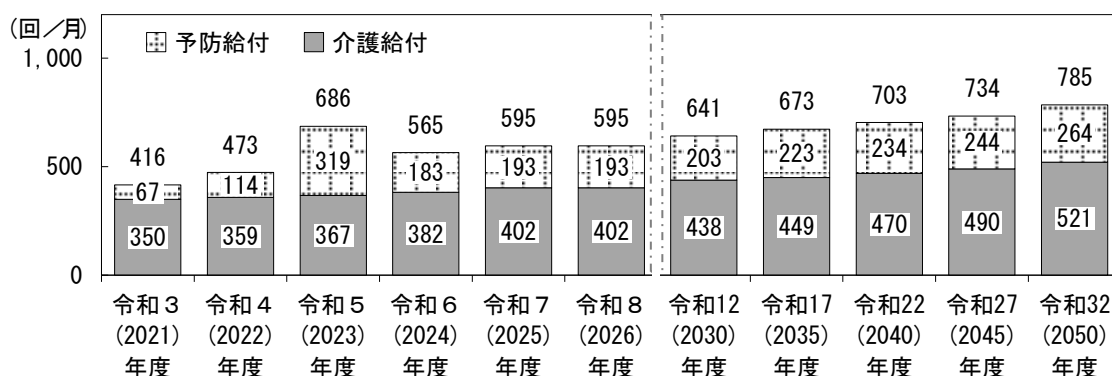
認定者の増加に伴いサービス量も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付1.69倍、介護給付1.12倍、令和22（2040）年度には予防給付2.05倍、介護給付1.31倍、令和32（2050）年度には予防給付2.32倍、介護給付1.45倍になると見込まれます。

利用者が自立生活への復帰を目指せるよう利用の促進を図るとともに、専門職や供給体制の確保に努めます。

図表27 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み									
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	8	11	30	18	19	19	20	22	23	24	26
	サービス 量 (回/月)	67	114	319	183	193	193	203	223	234	244	264
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	31	36	39	38	40	40	44	45	47	49	52
	サービス 量 (回/月)	350	359	367	382	402	402	438	449	470	490	521

図表28 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス量の推移



⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付19人、介護給付226人です。

【第9期の展開】

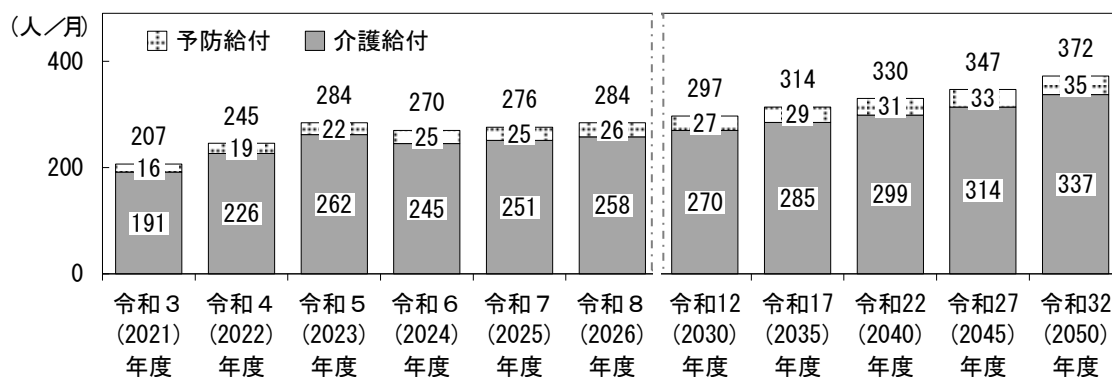
認定者の増加に伴い利用者数も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付1.37倍、介護給付1.14倍、令和22（2040）年度には予防給付1.63倍、介護給付1.32倍、令和32（2050）年度には予防給付1.84倍、介護給付1.49倍になると見込まれます。

在宅介護を推進するため、医療的支援を要する人でも安心して自宅で生活が継続できるよう利用の促進を図っていきます。

図表29 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	16	19	22	25	25	26	27	29	31	33	35
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	191	226	262	245	251	258	270	285	299	314	337

図表30 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用者数の推移



⑥ 通所介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、331人で、1人あたりの月平均利用回数は12.5回です。

【第9期の展開】

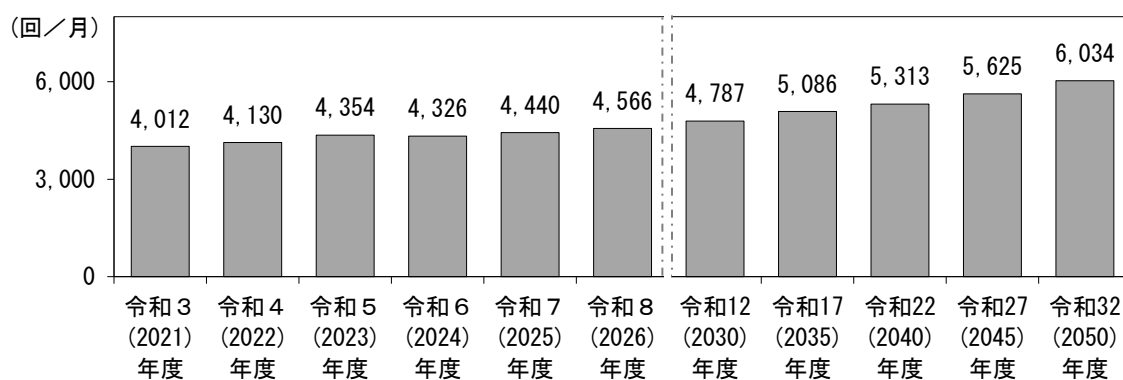
認定者の増加に伴いサービス量も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には1.11倍、令和22（2040）年度には1.29倍、令和32（2050）年度には1.46倍になると見込まれます。

利用者の心身の機能の維持向上と家族介護者の負担軽減に有効なサービスであるため、安定した供給体制の確保に努めます。

図表31 通所介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
介護 給付	利用者数 (人/月)	321	331	328	346	355	365	383	407	425	450	483
	サービス 量 (回/月)	4,012	4,130	4,354	4,326	4,440	4,566	4,787	5,086	5,313	5,625	6,034

図表32 通所介護のサービス量の推移（介護給付）



⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付62人、介護給付165人です。介護給付の1人あたりの月平均利用回数は8.9回です。

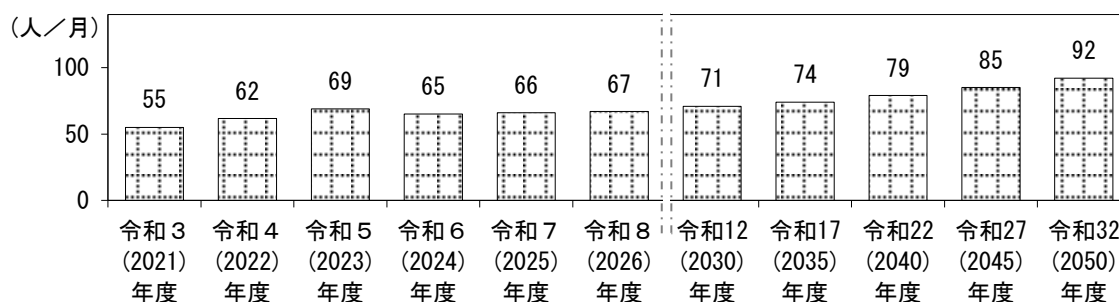
【第9期の展開】

令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付は利用者ベースで1.08倍、介護給付は回数ベースで1.14倍、令和32（2050）年度には予防給付1.48倍、介護給付1.49倍になると見込まれます。通所介護と同様に、利用者の心身の機能の維持向上と家族介護者の負担軽減に有効なサービスであるため、専門職や供給体制の確保に努めます。

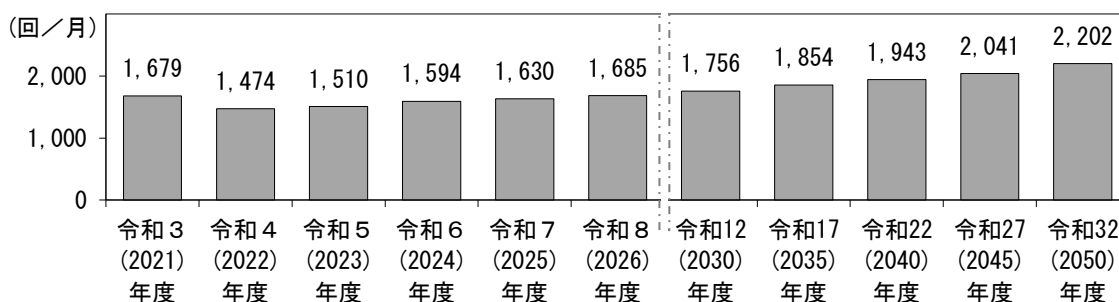
図表33 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	55	62	69	65	66	67	71	74	79	85	92
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	177	165	169	178	182	188	196	207	217	228	246
	サービ ス 量 (回/月)	1,679	1,474	1,510	1,594	1,630	1,685	1,756	1,854	1,943	2,041	2,202

図表34 介護予防通所リハビリテーションの利用者数の推移（予防給付）



図表35 通所リハビリテーションのサービス量の推移（介護給付）



⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付3人、介護給付57人です。1人あたりの月平均利用日数は、予防給付3.7日、介護給付9.7日です。

【第9期の展開】

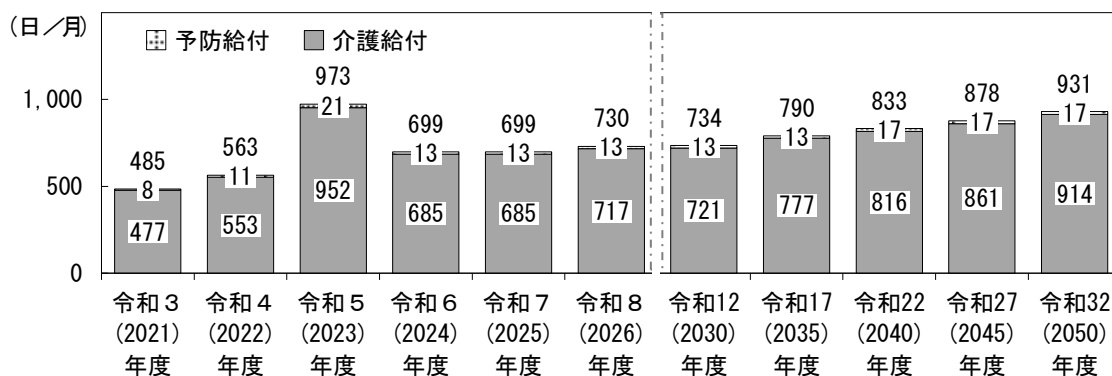
予防給付のサービス量は令和17（2035）年まで横ばいで推移し、令和22（2040）年には、令和4（2022）年度と比較して1.55倍になると見込まれます。介護給付は、認定者の増加に伴いサービス量も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には1.30倍、令和22（2040）年度には1.48倍、令和32（2050）年度には1.65倍になると見込まれます。

家族介護者の負担軽減の観点からも有効なサービスであり、緊急なニーズに対応できる提供体制が整うようサービス提供事業者との連携を図ります。

図表36 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み									
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5
	サービス 量 (日/月)	8	11	21	13	13	13	13	13	17	17	17
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	50	57	70	69	69	72	74	79	83	88	94
	サービス 量 (日/月)	477	553	952	685	685	717	721	777	816	861	914

図表37 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のサービス量の推移



⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付1人、介護給付53人です。1人あたりの月平均利用日数は、予防給付1日、介護給付7.7日です。

【第9期の展開】

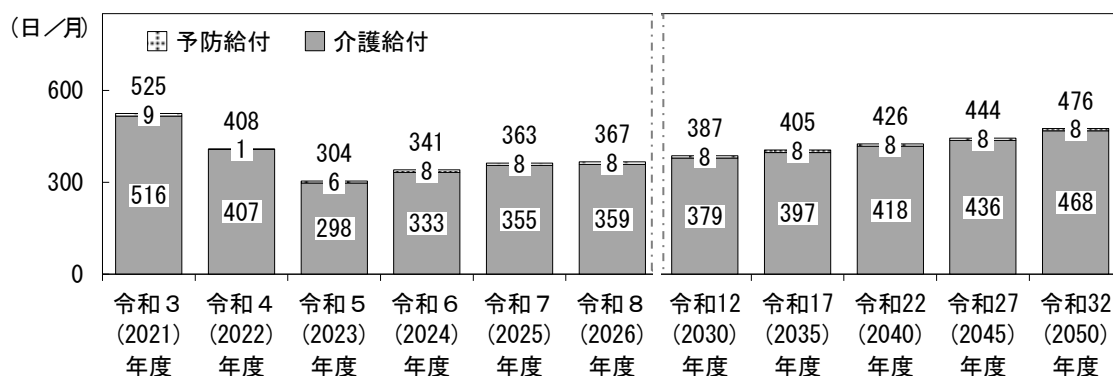
予防給付はこれまでの実績から、少ない利用と見込まれます。介護給付は、第8期計画中はサービス量が減少したものの、令和6（2024）年度以降は認定者の増加に伴い増加に転じ、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には0.88倍、令和22（2040）年度には1.03倍、令和32（2050）年度には1.15倍になると見込まれます。

短期入所生活介護と同様に、家族介護者の負担軽減の観点からも有効なサービスであり、緊急なニーズに対応できる提供体制が整うようサービス提供事業者との連携を図ります。

図表 38 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み									
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	サービス 量 (日/月)	9	1	6	8	8	8	8	8	8	8	8
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	63	53	46	51	54	55	58	61	64	67	72
	サービス 量 (日/月)	516	407	298	333	355	359	379	397	418	436	468

図表 39 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のサービス量の推移



⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付181人、介護給付512人です。

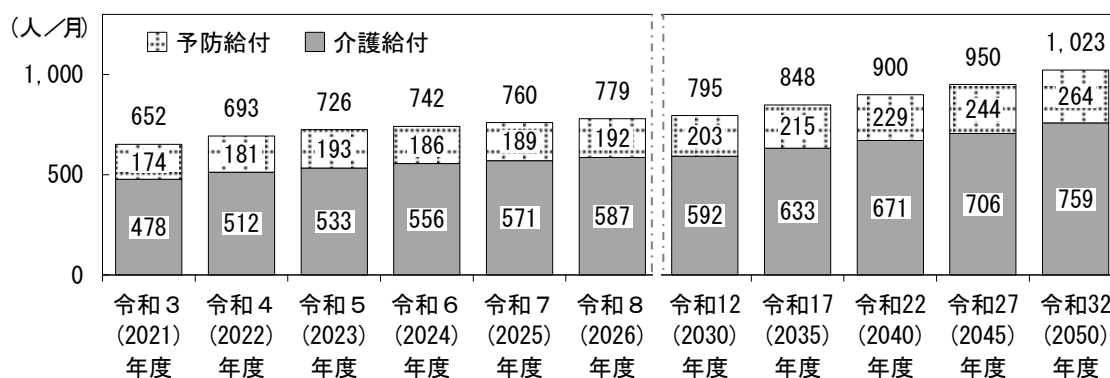
【第9期の展開】

認定者の増加に伴い利用者数も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付1.06倍、介護給付1.15倍、令和22（2040）年度には予防給付1.27倍、介護給付1.31倍、令和32（2050）年度には予防給付1.46倍、介護給付1.48倍になると見込まれます。

図表40 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	174	181	193	186	189	192	203	215	229	244	264
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	478	512	533	556	571	587	592	633	671	706	759

図表41 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用者数の推移



⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付6人、介護給付7人です。

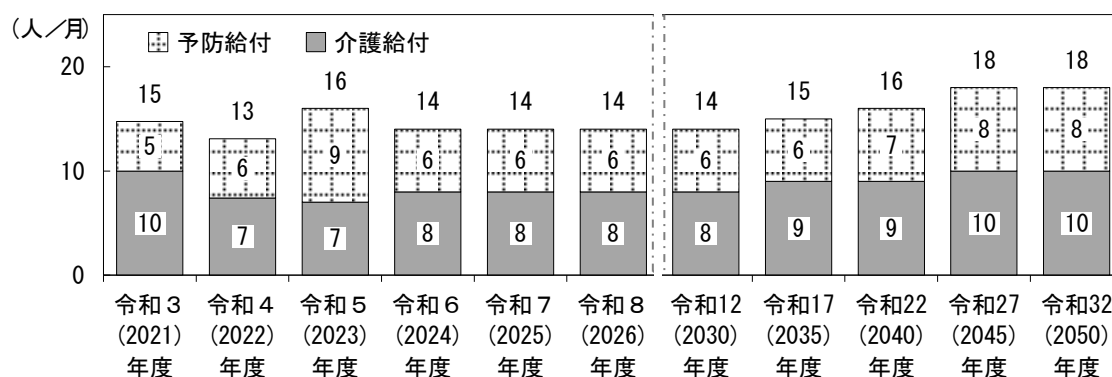
【第9期の展開】

本計画期間中のサービス量は横ばいに推移しますが、その後は増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和22（2040）年度には予防給付1.17倍、介護給付1.29倍、令和32（2050）年度には予防給付1.33倍、介護給付1.43倍になると見込まれます。

図表42 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
予 防 給 付	5	6	9	6	6	6	6	6	7	8	8
介 護 給 付	10	7	7	8	8	8	8	9	9	10	10

図表43 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の利用者数の推移



⑫ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付2人、介護給付4人です。

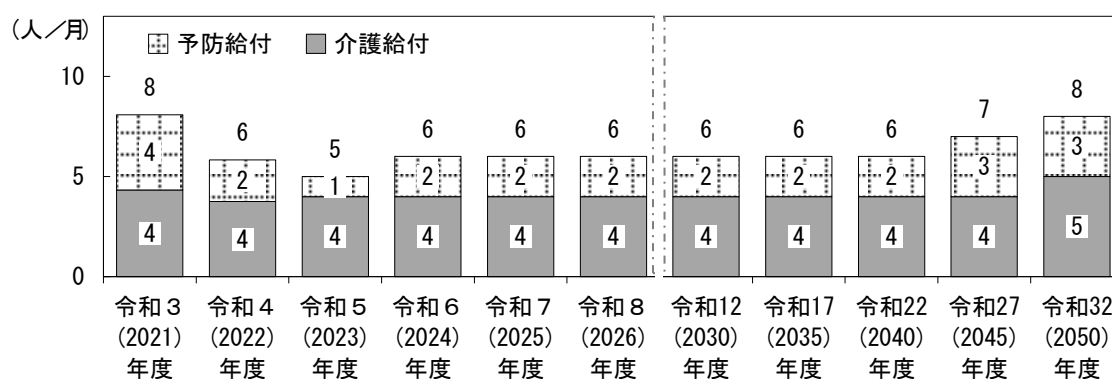
【第9期の展開】

本計画期間中のサービス量は横ばいに推移しますが、令和4（2022）年度と比較して、予防給付は令和27(2045)年度に1.50倍、介護給付は令和32(2050)年度に1.25倍に増加すると見込まれます。

図表44 住宅改修費・介護予防住宅改修費の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	4	2	1	2	2	2	2	2	2	3	3
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5

図表45 住宅改修費・介護予防住宅改修費の利用者数の推移



⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付221人、介護給付725人です。

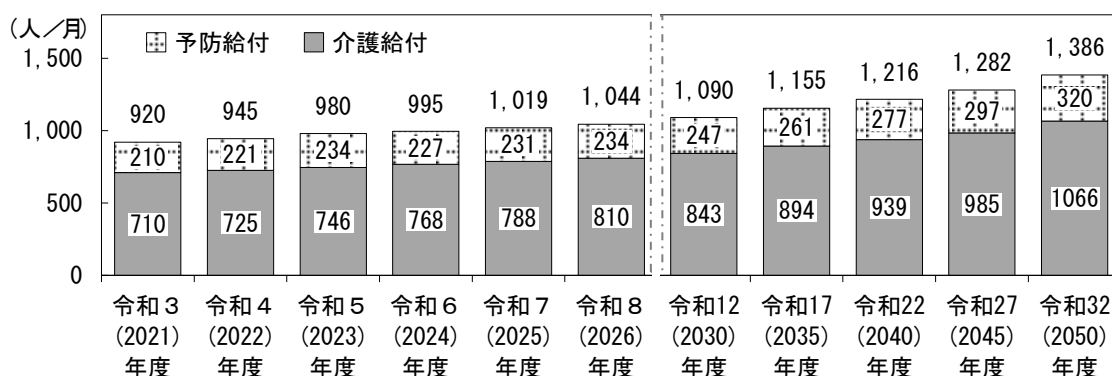
【第9期の展開】

認定者の増加に伴い利用者数も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には予防給付1.06倍、介護給付1.12倍、令和22（2040）年度には予防給付1.25倍、介護給付1.30倍、令和32（2050）年度には予防給付1.45倍、介護給付1.47倍になると見込まれます。

図表46 居宅介護支援・介護予防支援の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
介護予防支援	210	221	234	227	231	234	247	261	277	297	320
居宅介護支援	710	725	746	768	788	810	843	894	939	985	1,066

図表47 居宅介護支援・介護予防支援の利用者数の推移



(3) 地域密着型サービスの現状と見込み

【整備方針】

地域密着型サービスは、認知症高齢者をはじめ要介護者等の地域での生活を支えるサービスであり、地域包括ケアシステムを推進する重要なサービスです。事業者の指定および指導・監督については、高浜市が直接行います。

地域密着型サービスの種類	<ul style="list-style-type: none">・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・ 夜間対応型訪問介護・ 地域密着型通所介護・ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 看護小規模多機能型居宅介護
--------------	---

9種類のサービスのうち、令和5（2023）年度現在、市内に整備されていないのは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および看護小規模多機能型居宅介護です。

現時点では、第9期においては整備の予定はありませんが、需要動向に注視していきます。

なお、夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合される予定です。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は2人です。令和5（2023）年12月現在、市内には提供事業所が1か所あります。

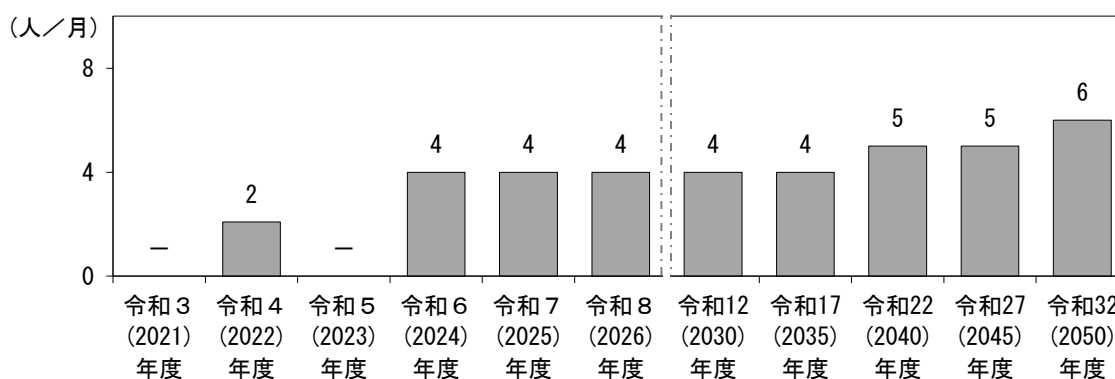
【第9期の展開】

これまでの実績と市内事業所の稼働状況を考慮し、令和8（2026）年度は4人と見込みました。

図表 48 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
介護 給付	利用者数 (人/月)	0	2	0	4	4	4	4	4	5	5	6

図表 49 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数の推移



② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付0人、介護給付1人です。令和5（2023）年12月現在、本市に提供事業所はありません。

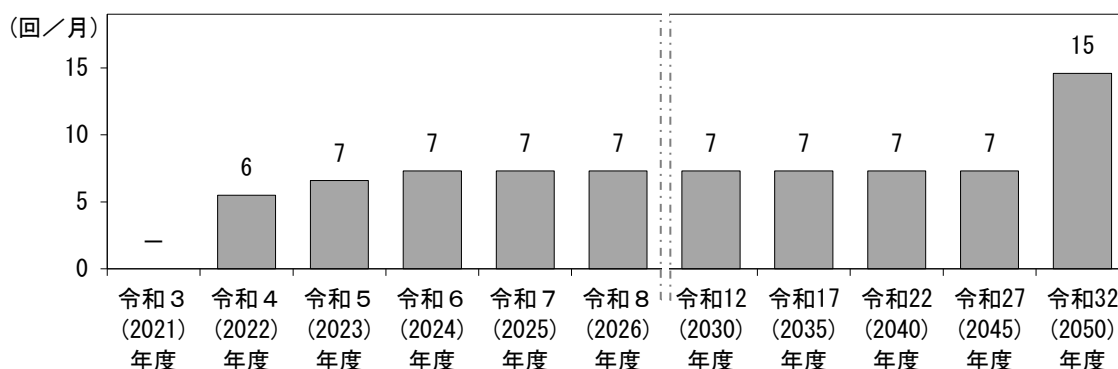
【第9期の展開】

予防給付については、現時点で需要は低く、既存のサービスでニーズを満たしていると考えられるため、サービス量は見込みません。介護給付については、これまでの実績を考慮し、令和8（2026）年度は7回と見込みました。利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などに有効なサービスであるため、需要動向に注視しつつ整備を検討します。

図表 50 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス 量 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	サービス 量 (回/月)	0	6	7	7	7	7	7	7	7	15

図表 51 認知症対応型通所介護のサービス量の推移（介護給付）



③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付0人、介護給付1人です。令和5（2023）年12月現在、本市に提供事業所はありません。

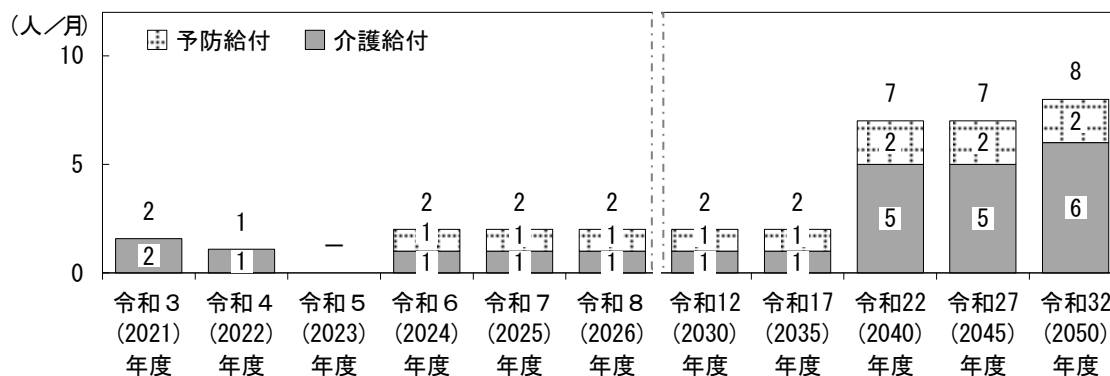
【第9期の展開】

これまでの実績や近隣市町の整備状況を考慮し、令和8（2026）年度の利用者は、予防給付、介護給付ともに1人と見込みました。

図表 52 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予防給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1	2	2	2
介護給付	利用者数 (人/月)	2	1	0	1	1	1	1	1	5	5	6

図表 53 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数の推移



④ 看護小規模多機能型居宅介護

【現 状】

令和5（2023）年12月現在、本市に提供事業所はありません。

【第9期の展開】

現時点で需要は低く、既存のサービスでニーズを満たしていると考えられるため、第9期は整備せず、サービス量は見込みません。第10期以降は、需要動向に注視しながら、必要に応じて整備を検討します。

⑤ 地域密着型通所介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は56人で、1人あたりの月平均利用回数は10.9回です。令和5（2023）年12月現在、市内には提供事業所が1か所（定員15人）ですが、令和6（2024）年2月に10人定員の事業所が開設する予定です。

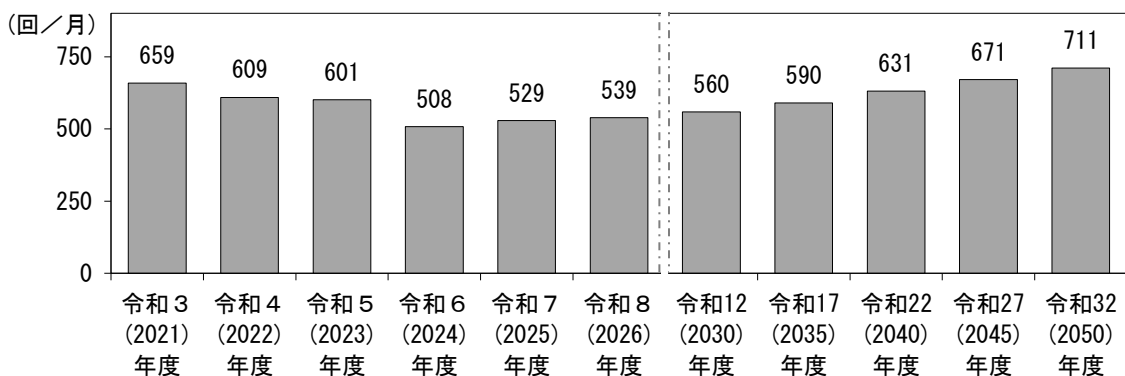
【第9期の展開】

市内にある通所介護事業所の定員を考慮して推計しました。本計画期間中はサービス量が低下したものの、令和6（2024）年度以降は後期高齢者の増加に伴いサービス量も増加し、令和4（2022）年度と比較して、令和8（2026）年度には0.89倍、令和22（2040）年度には1.04倍、令和32（2050）年度には1.17倍になると見込まれます。

図表54 地域密着型通所介護の利用者数とサービス量

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
介護 給付	利用者数 (人/月)	59	56	59	50	52	53	55	58	62	66	70
	サービス量 (回/月)	659	609	601	508	529	539	560	590	631	671	711

図表55 地域密着型通所介護のサービス量の推移（介護給付）



⑥ その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスに分類される地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、次項にて記述します。

(4) 施設・居住系サービスの現状と見込み

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付9人、介護給付42人です。令和5（2023）年12月現在、市内には当該施設が2か所（定員80人）整備されています。

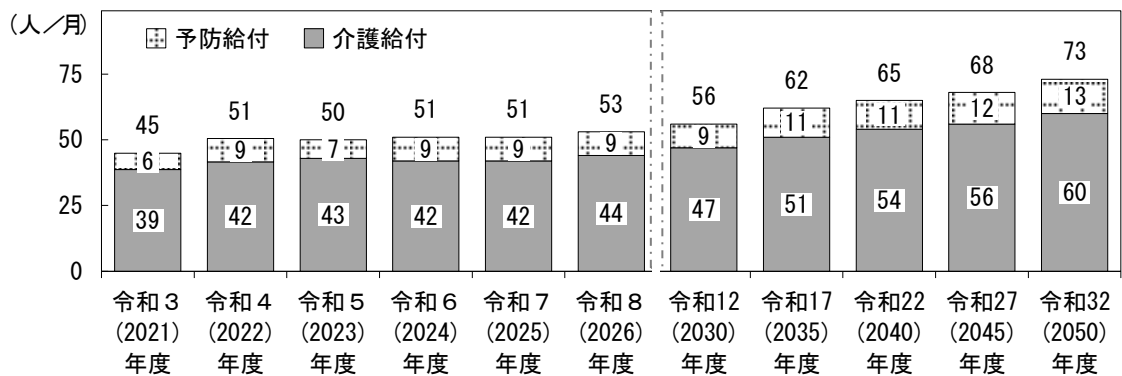
【第9期の展開】

市内既存施設の定員と現在の利用状況を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は、予防給付9人、介護給付44人と見込んでいます。

図表 56 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
予防給付 利用者数 (人/月)	6	9	7	9	9	9	9	11	11	12	13
介護給付 利用者数 (人/月)	39	42	43	42	42	44	47	51	54	56	60

図表 57 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数の推移



② 地域密着型特定施設入居者生活介護[地域密着型サービス]

【現 状】

令和5（2023）年12月現在、本市に提供事業所はありません。

【第9期の展開】

現時点で需要は低く、既存のサービスでニーズを満たしていると考えられるため、第9期は整備せず、サービス量は見込みません。

③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【地域密着型サービス】

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は、予防給付1人、介護給付22人です。令和5（2023）年12月現在、市内には当該施設が2か所（定員24人）整備されていますが、令和6年（2024年）3月に18人定員の事業所が開設する予定です。

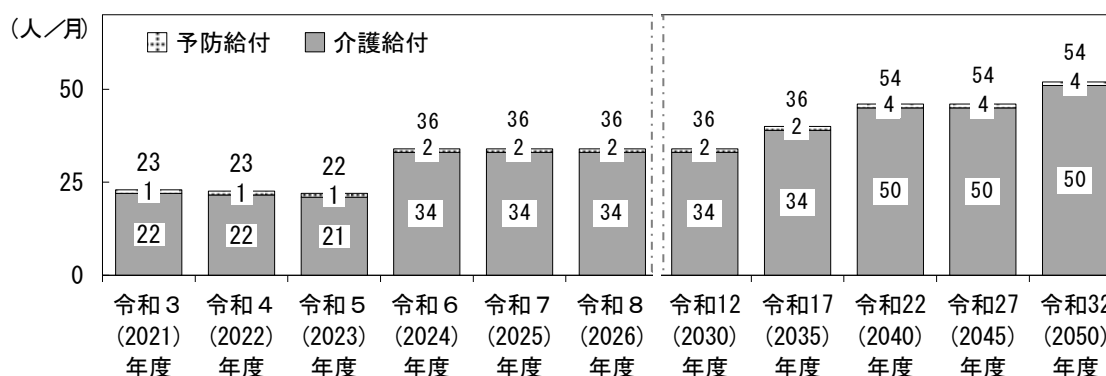
【第9期の展開】

現状の実績と市内既存施設の定員を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は、予防給付2人、介護給付34人と見込みます。

図表 58 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み								
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度	
予 防 給 付	利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2	2	2	4	4	4
介 護 給 付	利用者数 (人/月)	22	22	21	34	34	34	34	34	50	50	50

図表 59 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者数の推移



④ 介護老人福祉施設

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は132人です。令和5（2023）年12月現在、市内には当該施設が1か所（定員120人）整備されています。

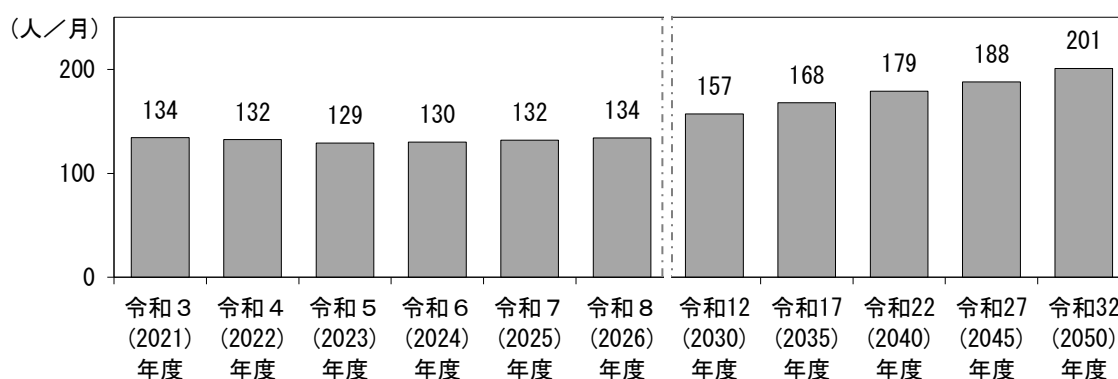
【第9期の展開】

市内既存施設の定員および近隣市町の整備状況等を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は134人と見込みます。

図表 60 介護老人福祉施設の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
利用者数 (人/月)	134	132	129	130	132	134	157	168	179	188	201

図表 61 介護老人福祉施設の利用者数の推移



⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護[地域密着型サービス]

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は49人です。令和5（2023）年12月現在、市内には当該施設が2か所（定員49人）整備されています。

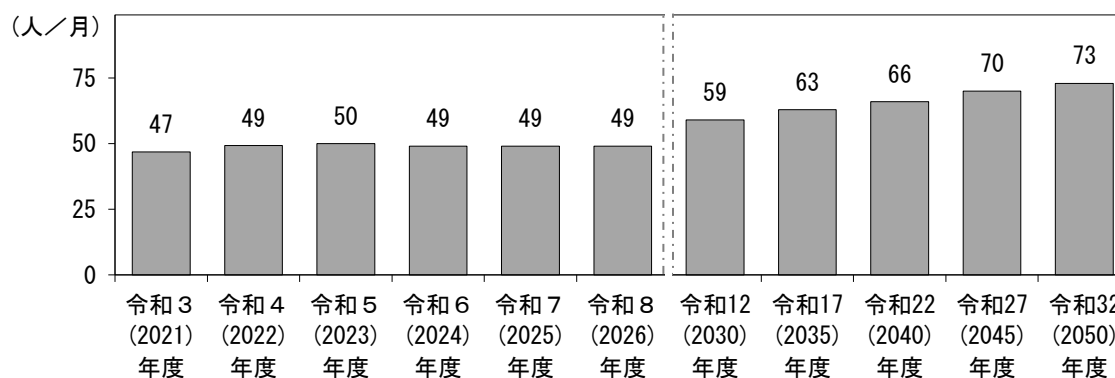
【第9期の展開】

現状の実績と市内既存施設の定員を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は49人と見込みます。

図表 62 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
利用者数 (人/月)	47	49	49	49	49	49	59	63	66	70	73

図表 63 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数の推移



⑥ 介護老人保健施設

【現 状】

令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は102人です。令和5（2023）年12月現在、市内には当該施設が1か所（定員100人）整備されています。

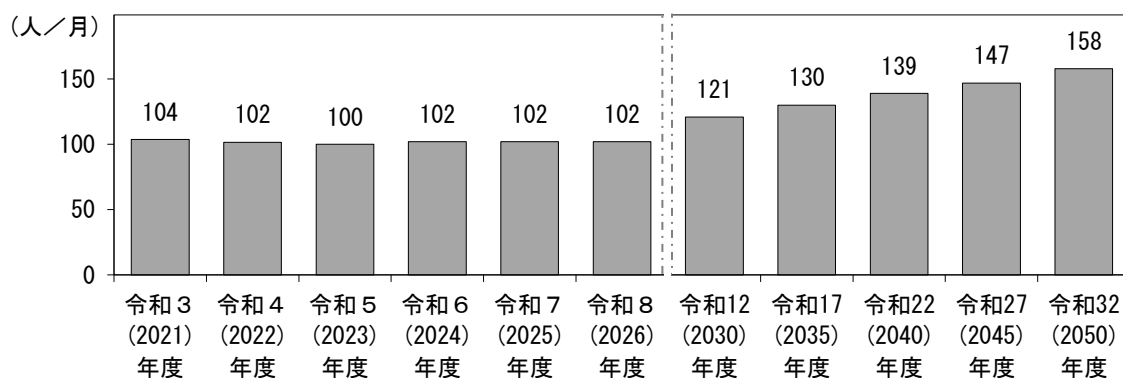
【第9期の展開】

第9期は、新たな整備は行いませんが、市内既存施設の定員および近隣市町の整備状況等を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は102人と見込みます。

図表 64 介護老人保健施設の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
利用者数 (人/月)	104	102	100	102	102	102	121	130	139	147	158

図表 65 介護老人保健施設の利用者数の推移



⑦ 介護療養型医療施設／介護医療院

【現 状】

介護療養型医療施設については、令和6（2024）年度までに廃止されることとなっており、令和3年度以降本市において利用者はありません。

介護医療院については、令和4（2022）年度の1月あたりの利用者数は11人です。令和5（2023）年12月現在、市内に当該施設はありません。

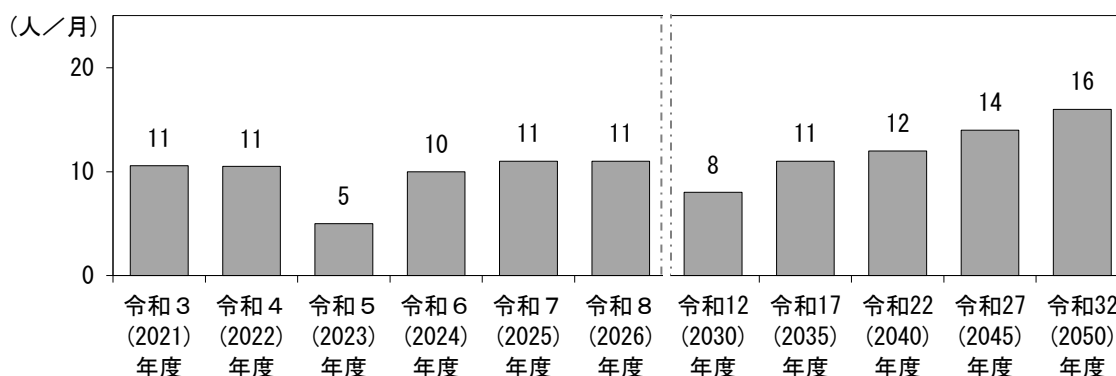
【第9期の展開】

現状の実績と近隣市町の整備状況を考慮して、令和8（2026）年度の利用者は11人と見込みます。

図表 66 介護療養型医療施設／介護医療院の利用者数

区 分	実績		見込み	見込み							
	令3 (2021) 年度	令4 (2022) 年度	令5 (2023) 年度	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	令12 (2030) 年度	令17 (2035) 年度	令22 (2040) 年度	令27 (2045) 年度	令32 (2050) 年度
療養型 利用者数 (人/月)	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/
介護医療院 利用者数 (人/月)	11	11	5	10	11	11	8	11	12	14	16

図表 67 介護医療院の利用者数の推移



(5) 市町村特別給付（上乘せ・横だしサービス）の方向性

(資料 1 - 2 参照)

第1号保険料に関して、令和6年度介護報酬改定の影響により、標準段階の多段階化や乗率など、現時点では不確定な要素があり、今後の推計作業によって数値に変更があるものと考えられます。

(6) 介護保険事業費・介護保険料の見込み

介護保険事業費の推計にあたっては、令和3（2021）年度および令和4（2022）年度並びに令和5（2023）年度（8月まで）の各サービスの利用実績をもとに、国の「地域包括ケア「見える化」システム」の将来推計システムを活用して推計しました。

① 標準給付費

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料を合算したものです。本計画期間中の標準給付費は約86億1100万円になると見込みました。

図表 68 第9期の標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	合 計
①総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2,703,167	2,751,745	2,808,048	8,262,960
②特定入所者介護サービス費等給付額	41,500	42,288	43,122	126,910
③高額介護サービス費等給付額	61,407	62,574	63,826	187,807
④高額医療合算介護サービス費等給付額	9,414	9,593	9,785	28,792
⑤算定対象審査支払手数料	1,571	1,601	1,633	4,805
標準給付費見込額	2,817,059	2,867,801	2,926,414	8,611,273

（注）端数処理のため合計が合わない箇所があります。

図表 69 令和12（2030）～令和32（2050）年度の標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	令和12 (2030) 年度	令和17 (2035) 年度	令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度	令和32 (2050) 年度
標準給付費見込額	3,151,720	3,382,485	3,601,668	3,797,739	4,079,032

② 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費および包括的支援事業・任意事業費は、令和4（2022）年度実績および今後の事業展開並びに75歳以上高齢者の伸びを考慮して推計しました。

図表70 第9期の地域支援事業費の見込み

単位：千円

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	合 計
地域支援事業費	117,158	117,206	117,235	351,599
①介護予防・日常生活支援総合事業費	90,545	90,593	90,622	271,759
②包括的支援事業・任意事業費	26,613	26,613	26,613	79,839

（注）端数処理のため合計が合わない箇所があります。

図表71 令和12（2030）～令和32（2050）年度の地域支援事業費の見込み

単位：千円

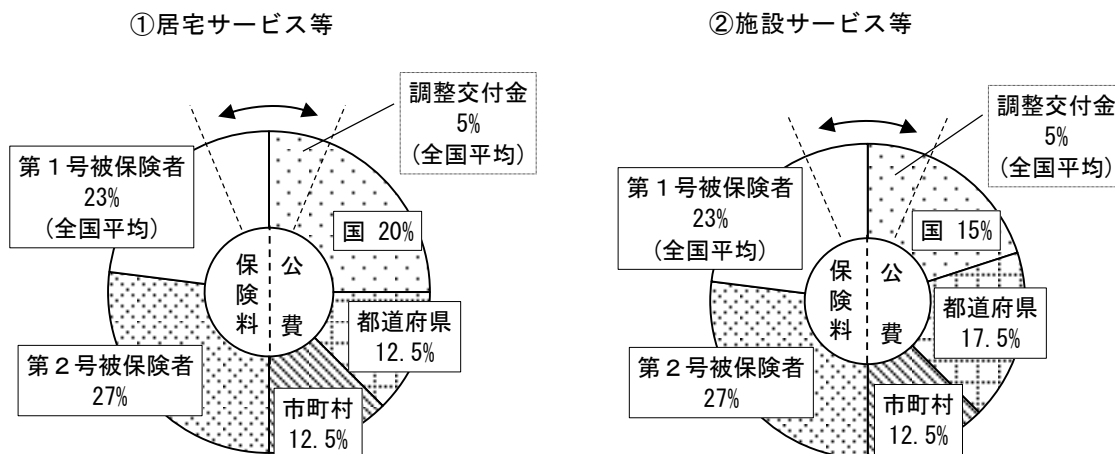
区 分	令和12 (2030) 年度	令和17 (2035) 年度	令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度	令和32 (2050) 年度
地域支援事業費	125,336	129,779	136,038	166,082	168,282
①介護予防・日常生活支援総合事業費	97,777	100,907	106,092	135,046	137,304
②包括的支援事業・任意事業費	27,559	28,871	29,946	31,036	30,979

（注）端数処理のため合計が合わない箇所があります。

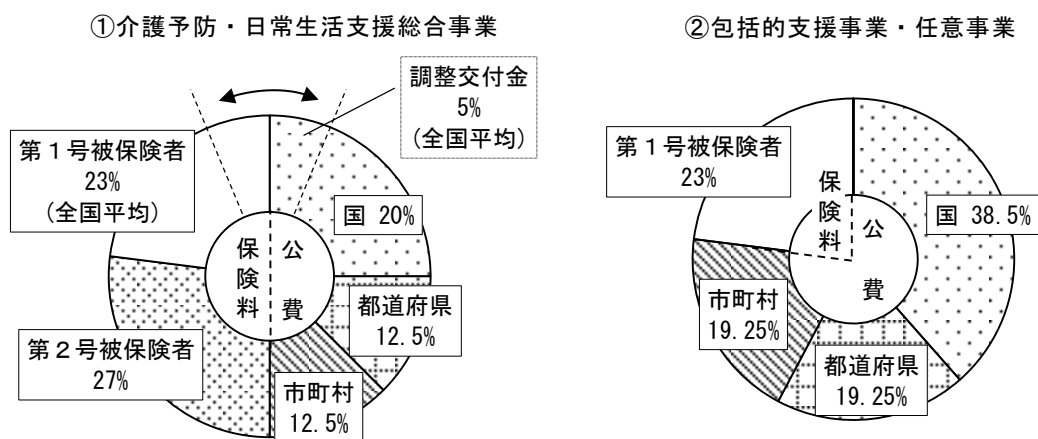
③ 第1号被保険者の負担分

標準給付費および地域支援事業費の財源構成は次のとおりです。第1号被保険者の負担分はそれぞれ23%です。

図表 72 標準給付費の財源構成



図表 73 地域支援事業費の財源構成



④ 第1号被保険者の保険料

（資料1－3 参照）

⑤ 所得段階別の保険料

介護保険料は低所得者への配慮により、所得に応じた保険料が設定されています。

本市では、国の基準である13段階方式をさらに細分化します。

※令和6年度介護報酬改定の影響により、国が定める所得段階の基準乗率の変更に連動し、高浜市における所得段階ごとの乗率が変わります。

（7） 介護給付の適正化の推進

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護給付適正化事業を実施しています。

第8期までは、国の基本指針により、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」および「介護給付費通知」の5つの事業を保険者が取り組むべき主要事業として位置づけられており、本市では、この主要5事業すべてに取り組んできました。

なお、基本指針の見直しにより、第9期からは、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」が除外されるとともに、効率化を図るため「福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検」が「ケアプラン点検」に統合され、3事業が給付適正化主要事業として再編されました。

【第9期の展開】

介護保険制度の信頼を高め、給付費と保険料の増加を抑制するため、主要3事業と位置付けられている、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「縦覧点検・医療情報との突合」を実施します。

■要介護認定の適正化

- ・すべての認定調査の内容を市職員が点検するほか、調査員の質の向上および調査基準の平準化のため、調査員同士で見解のすり合わせを適宜実施し、また、半年に1回業務分析データを用いて高浜市の傾向と国や県の傾向に大きな乖離が生じていないかを確認します。

■ケアプランの点検

- ・ケアマネジメントの質の向上を図るため、市内の各居宅介護支援事業所から毎月10事例程度を提出してもらい、国のマニュアルに基づき点検を行います。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに入居し、国基準の区分支給限度額に対して一定以上の割合で利用している人などのケアプランの点検を強化します。
- ・点検にあたっては、国保連合会から提供される情報などを利用しながら、点検効果が高いと考えられるものを優先して実施するなど、効率化を図ります。
- ・住宅改修の点検については、地域包括支援センターの職員が担当する住宅改修は、

全件訪問調査し、施行前点検を行うとともに、施行後は竣工写真などにより、施行状況等を点検します。また、複数業者からの見積書の徴収など見積書における金額の妥当性についても、市職員が点検を行います。

- ・福祉用具購入・貸与の点検については、国保連合会のシステムを活用し、疑義のあるものについては、ケアマネジャーへの確認や訪問調査を行います。

■縦覧点検・医療情報との突合

- ・縦覧点検については、国保連合会から提供される帳票を活用し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を毎月確認し、疑義のある場合は事業所に確認します。
- ・医療情報との突合については、毎月、国保連合会から提供される帳票を活用し、疑義のある場合は事業所に確認します。また、実施にあたっては、国民健康保険および後期高齢者医療の担当部局と連携を図ります。
- ・縦覧点検、医療情報との突合は、ともに実施率 100%を目指します。

VI 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 介護保険審議会

本計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要であり、外部からの進捗管理や評価により、計画のより適切な執行を担保することになります。

本市においては、介護保険の導入と同時に、条例により介護保険審議会を設置し、高齢者施策に関する評価や提言、方向性を検討しています。

今後も、引き続き、介護保険審議会において「高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例」第29条に規定する事務を所掌していきます。

- ① 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の進捗状況等に関する調査審議
- ② 介護保険制度における苦情処理に関する事項
- ③ 介護保険制度における第三者評価に関する事項
- ④ その他高齢者保健福祉に関する事項等

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため地域包括支援センター運営協議会を設置し、その運営について評価や方向性を検討しています。

また、保険者が監理・指導を行う地域密着型サービスにおいても、その適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会において、評価等を行っています。

なお、協議会の構成については、専門的な見地から審議する必要があるため、介護保険審議会と同様の構成員となっています。

今後も、引き続き「高浜市地域包括支援センター等運営協議会設置要綱」第2条に規定する以下の事務を所掌していきます。

- ① 地域包括支援センターの設置及び運営状況に関する事項
- ② 予防給付に係るマネジメント業務に関する事項
- ③ 地域密着型サービスの指定、更新及び報酬に関する事項等

(3) 市民と行政の協働による計画の推進

高齢者や障がいのある人をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

(4) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの充実を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

(5) サービス提供事業者との連携

地域包括ケアシステムの支柱である介護サービスが、利用者の自立支援を目指し、効果的かつ効率的に提供されるよう、また、それを担う介護人材の育成と確保を図れるよう、サービス提供事業者との連携を更に強化します。

(6) 庁内体制の整備

本計画は介護・福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護障がいグループおよび福祉まると相談グループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用した取組の推進

平成 29（2017）年に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が実施されるよう、P D C A サイクルによる取組が制度化されました。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、2020（令和 2）年度には、介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障充実分）が創設され、予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分の基準がより明確になりました。

本市では、国が示す指標項目に沿って、評価・検証・分析を行い、次年度事業および第 10 期計画へ反映していきます。

(2) P D C A サイクルによる計画の進捗管理

介護保険審議会による本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなど、その達成状況を、客観的なデータ等の分析に基づき、点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映する P D C A サイクルにより行います。

なお、進捗管理にあたっては、(1)に掲げる国の示す評価指標を考慮します。

● 計画の進捗管理（P D C A サイクル）

